佐賀県告示第 102 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和3年3月30日から令和3年4月30日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城富士線	佐賀市富士町大字上熊川字神の前 2218 番 3 地先から 佐賀市富士町大字上熊川字神の前 2508 番 2 地先まで	令和3.3.30
	佐賀市富士町大字上熊川字神の前 2119 番 地先から 佐賀市富士町大字上熊川字小平 2075 番 1 地先まで	令和3.3.30